

記者会見資料
令和4年7月19日

埼玉県庁記者クラブ
報道記者各位

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク
代表 田中 寿夫
080-3007-0758
事務局長 宗像 敬一
090-5561-9035
〔連絡先〕

記者会見開催の連絡

記

日時：令和4年7月22日〔金〕、13時から
場所：埼玉県庁記者クラブ
報告事項：

消防分団への自治会等からの協力金（寄付金）に係わる
埼玉県内の実態調査アンケートの集計結果の報告

背景）

全国的に、消防分団への自治会（町内会）からの寄付行為（協力金などの名目）に違法性があるとして問題にされてきた。

平成22年3月24日、横浜地方裁判所において、平成20年（行ウ）第95号 消防団員活動奨励費支出違法請求事件（よこはま市民オンブズマンが提訴）に対して、以下の判決が出た。

「地方自治法204条の2は「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第203条1項の職員及び前条1項の職員に支給することができないと規定している。（中略）条例に基づかず給与その他の給付を支給するものといわざるを得ず、地方自治法203条1項の趣旨に沿うものであるとしても、同法204条に違反するか、同条の規定を潜脱する脱法行為と評価され得るものといえる。」

本判決に対して、原告及び被告からの控訴請求はなかった。

〔判決文全文は、本会のHPに掲載しています〕

消防団行政に関しては、令和4年3月23日付けで、消防庁長官から全国自治体宛に「非常勤消防団員の報酬等の基準」及び「非常勤消防団員の報酬等の基準に

係わる留意点について」の一部改正に係わる通知が出された

一方、消防団への自治会からの寄付金（協力金）の違法性が指摘され、令和3年11月8日に、さいたま市の消防団が今後自治会からの寄付を受け付けないと市の回答を得たと本会がさいたま市記者クラブで記者会見し発表した。その中で、埼玉県内における事態が把握できていないことから、本会が実態調査することとした。

本会は、埼玉県内の63市町村にアンケート調査を行い、この度、集計結果がまとまったので、記者会見を行うものである

以上

1 集計結果

- ・ 全てのアンケートは、2月28日までに届けられ、猶予期間の回答はなかった。
- ・ 対象の63市町村のうち**55市町村**から回答がなされ、回答率は、**87.3**であった。
- ・ 回答しなかった市町村名をまとめたのが次表である。

回答しなかった8市町村名	
春日部市	朝霞市
白岡市	宮代町
松伏町	上里町
川島町	吉見町

自治会（町内会）などからの協力金等（寄付金、後援会費等）を受け取っているか？

受け取っていない：19市町

受け取っている：16市町村

東秩父村：400万、小川町：91万、所沢市：475万、ときがわ町：432万、吉川町：27.3～180万、日高市：170万、狭山市：900万、坂戸・鶴ヶ島：3～15万、長瀬町：193万、上尾市：128万

実態を把握してない：20市町

消防分団への協力金の受け取りの違法性の認識は？

認識していた：16市町

認識していない：22市町村

無回答：17市町村

・ 今後の対応について

今後（も）受け取らない：35市町村

今後も受け取る：1市（狭山市）

無回答：11町村

今後検討する：8市町

2 アンケート調査結果の分析と評価

- ・ 実態を把握してない市町村が20も存在する。
- ・ 違法性の認識がある市町村が16 / 55 = 29%と低い。
- ・ 今後、受け取らないとする市町村が34であり、アンケートの啓発の効果があった。
一方、狭山市のように違法性を認識しながら、今後も受け取るという法令遵守無視の市が存在することは異常である。
(3月11日、メールで再確認)
- ・ 本問題は、昔からの地域の習慣として続いていることから、「違法性の認識が低く」、メディアからの発信による啓発が必須であると判断された。